

(別紙様式1)

## 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名： 香川県  
農業委員会名： 高松市農業委員会

### I 法令事務に関する点検

#### 1 総会等の開催及び議事録の作製

(1) 総会等の開催日・公開である旨の周知状況

ア 周知している       イ 周知していない又は周知していなかった

周知の方法	農業委員会事務局窓口及びホームページに掲載して、周知している。
改善措置	—
周知していない場合、その理由	—

(2) 総会等の議事録の作製

ア 作製している       イ 作製していない又は作製していなかった

作製までに要した期間	約30日間
改善措置	短縮に努める。

※ 作製までに要した期間については、議事録の作製の手続及びそれに要した平均日数を記入

(3) 議事録の内容

ア 詳細なものを作製している       イ 概要のみで作製している又は作製していた

改善措置	—
------	---

(4) 議事録の公表

ア 公表している       イ 公表していない又は公表していなかった

公表の方法	事務局に備え付け、ホームページで公表している。
改善措置	—

## 2 事務に関する点検

### (1) 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 227件、うち許可 227件及び不許可 0件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書の内容の事実関係を客観的資料に基づいて確認するとともに、地区の担当職員と農業委員で現地調査を実施している。さらに必要に応じて申請者に対する聞き取りを実施している。			
	是正措置	—			
総会等での審議	実施状況	関係法令・審査基準・事務処理要領に基づき、1件ごとに審議している。			
	是正措置	—			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	227 件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0 件		
	是正措置	農地部会等で農業委員から指摘された留意事項を申請者に伝える。			
審議結果等の公表	実施状況	詳細な議事録を作製し、ホームページに掲載している。			
	是正措置	—			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 3週間	処理期間(平均)	21 日
	是正措置	—			

### (2) 農地転用に関する事務

(1年間の処理件数: 779件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書の内容の事実関係を客観的資料に基づいて確認するとともに、地区の担当職員と農業委員で現地調査を実施している。さらに必要に応じて申請者に対する聞き取りを実施している。			
	是正措置	—			
総会等での審議	実施状況	関係法令・審査基準・事務処理要領に基づき、1件ごとに転用事業内容、周辺農地の営農条件等について審議している。			
	是正措置	—			
審議結果等の公表	実施状況	詳細な議事録を作製し、ホームページで公表している。			
	是正措置	—			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 5週間	処理期間(平均)	35 日
	是正措置	—			

(3) 農業生産法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農業生産法人からの報告について	管内の農業生産法人数		38 法人
	うち報告書提出農業生産法人数		27 法人
	うち報告書の督促を行った農業生産法人数		4 法人
	うち督促後に報告書を提出した農業生産法人数		3 法人
	うち報告書を提出しなかった農業生産法人		1 法人
	提出しなかった理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休業中であったため(8法人)</li> <li>・新設法人で報告期日に至らなかったため(2法人)</li> <li>・農林水産省へ直接報告しているため(1法人)</li> </ul>	
	対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新設法人については、報告期日後提出するよう指導する。</li> </ul>	
農業生産法人の状況について	農業生産法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農業生産法人数		0 法人
	対応状況	無し	

(4) 情報の提供等

点検項目	具体的な内容		
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 589 件	公表時期 平成27年11月
		情報の提供方法:ホームページでの公表及び農業委員会だよりに掲載	
	是正措置	—	
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 1,587件	取りまとめ時期 平成28年3月
		情報の提供方法: ホームページで公表	
	是正措置	—	
農地基本台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 8,342 ha	整備方法:電算処理システムにより整備
		データ更新:利用状況調査結果、固定資産税台帳の移動、農地法の許可、農用地利用集積計画に基づく利用権設定等、その他補足調査を実施し随時更新している。	
	是正措置	—	

※その他の法令事務

上記(1)から(4)に掲げる事務以外の総会等において意思決定を行う法令事務(農地法第3条の2第2項に基づく許可の取消しや農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画の決定等の事務)については、それぞれの事務ごとに、事実関係の確認、総会等での審議及び審議結果等の公表等の実施状況及び是正措置を点検し、(1)の様式に準じて取りまとめること。

農用地利用集積計画決定

(1年間の処理件数: 784件、うち許可 784件及び不許可 0件)

点検項目		具体的な内容
事実関係の確認	実施状況	農用地利用集積計画の記載内容を確認するとともに、新規の利用権設定については、各担当地区の農業委員が調査している。
	是正措置	—
総会等での審議	実施状況	関係法令・農業経営基盤強化促進基本構想に基づき、議案ごとに審議している。
	是正措置	—
審議結果等の公表	実施状況	詳細な議事録を作製し、ホームページで公表している。
	是正措置	—

(5) 地域の農業者等からの意見等

農地の権利移動の許可等	特になし
農地転用に関する事務	特になし
遊休農地に対する指導等	特になし
農業生産法人からの報告への対応	特になし
その他法令事務に関するもの	特になし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

## II 法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価

### 1 現状及び課題

現 状 (平成27年7月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	6,363 ha	133 ha	2.1%
課 題	農業従事者の高齢化や担い手不足の進行で、耕作者の確保が難しく、遊休農地が増加傾向にあるため、農地利用状況調査を円滑に実施するとともに、遊休農地の所有者等への利用意向調査の結果を香川県農地機構へ通知するなど、耕作放棄の解消に向けた関係諸機関の連携及び研究が必要である。		

※ 遊休農地面積は、農地法第30条第1項及び第2項に規定する農地の利用状況調査により把握した同条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

### 2 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
68 ha	6 ha	8.8%

※1 目標欄には、別紙様式2の1の4の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に1の遊休農地面積をどの程度減少させたかを記入

### 3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期	
		8月～11月	356人	11月～2月	
	調査方法	<p>これまで作成した地図等により、各地区部会ごとに農地利用状況調査及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査を兼ねて農地パトロールの中で一体的に行う。調査の日時、各農業委員の担当場所を決めて市と共同で実施する。また、農業上の利用増進が図られるよう耕作放棄地の所有者等に対し、香川県農地機構への貸付けを促す。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査で再生利用が可能な荒廃農地の把握及び地域における目視によるその他の遊休農地の把握</li> <li>2 農地法の許可案件の履行状況の調査・確認</li> <li>3 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等農地の履行状況の調査・確認</li> <li>4 農地の違反転用の早期発見</li> <li>5 相続税・贈与税納税猶予特例適用農地の営農状況の調査・確認</li> <li>6 仮登記農地の利用状況の確認</li> </ol>			
	遊休農地への指導	実施時期: 随時			
活動実績	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期	
		8月～11月	147人	11月～2月	
		調査方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査で再生利用が可能な荒廃農地の把握及び地域における目視によるその他の遊休農地の把握</li> <li>2 農地法の許可案件の履行状況の調査・確認</li> <li>3 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等農地の履行状況の調査・確認</li> <li>4 農地の違反転用の早期発見</li> <li>5 相続税・贈与税納税猶予特例適用農地の営農状況の調査・確認</li> <li>6 仮登記農地の利用状況の確認</li> </ol>		
	遊休農地への指導	実施時期: -	指導件数: -	指導面積: -	指導対象者: -
	遊休農地である旨の通知	件数: -	面積: -	対象者: -	
	農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことの勧告	件数: -	面積: -	対象者: -	
その他の取組状況	農業委員が随時、遊休農地及び遊休農地となるおそれのある農地について指導している。				

※ その他の取組状況欄には、農地の利用状況調査以外の遊休農地に対する監視活動を記入

### 4 評価の案

目標に対する評価の案	目標を達成できなかったが、遊休農地の所有者等に継続的に指導しており、目標としては妥当である。
活動に対する評価の案	遊休農地の所有者等へ継続的に指導し、耕作放棄地の解消への理解が進みつつあるため、指導や利用意向調査を通じて農地の有効利用が図られるよう香川県農地機構と緊密に連携することが必要である。

5 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	特になし
活動の評価案に対する意見等	特になし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

6 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	目標を達成できなかったが、遊休農地の所有者等に継続的に指導しており、目標としては妥当である。
活動に対する評価	遊休農地の所有者等へ継続的に指導し、耕作放棄地の解消への理解が進みつつあるため、指導や利用意向調査を通じて農地の有効利用が図られるよう香川県農地機構と緊密に連携することが必要である。

### Ⅲ 促進等事務に関する評価

#### 1 認定農業者等担い手の育成及び確保

##### (1) 現状及び課題

現 状 (平成27年3月現在)	農家数	9,941戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	613戸	311 経営	1 法人	5 団体
	農業生産法人数	38法人			
課 題	担い手不足に対処するため、農業委員・香川県農地機構・農業団体・学識経験者など関係者の連携を強化し、認定農業者、法人化、集落営農等の制度に関する説明会を開催し、その育成・確保に努めるなど、効果的な取組みが必要である。				

※ 農業者や農業経営体の把握時点が異なる場合には、欄外にそれぞれの把握時点を注記

##### (2) 平成27年度の目標及び実績

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 ①	10 経営	1 法人	1 団体
実 績 ②	△8経営(増15、減23)	0 法人	0 団体
達成状況 (②/①×100)	—	0%	0%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの1の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体をどの程度増加させたかを記入

##### (3) (2)の目標の達成に向けた活動

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
活動計画	8月と1月の農業相談会において、認定農業者制度について啓発を図るとともに、人・農地プランの見直しや充実に向けて、香川県農地機構と連携し地域のリーダーを育成する。	人・農地プランの見直しや充実に向けて、地域のリーダーを育成する等、市・香川県農地機構・農業協同組合等関係機関との連携の下、目標の達成に努める。	人・農地プランの見直しや充実に向けて、地域のリーダーを育成する等、市・香川県農地機構・農業協同組合等関係機関との連携の下、目標の達成に努める。
活動実績	活動計画に沿って推進活動を実施したが、結果が伴わなかった。	活動計画に沿って推進活動を実施したが、結果が伴わなかった。	活動計画に沿って推進活動を実施したが、結果が伴わなかった。

##### (4) 評価の案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価の案	実態を踏まえた目標値の再検討が必要である。	実態を踏まえた目標値の再検討が必要である。	実態を踏まえた目標値の再検討が必要である。
活動に対する評価の案	普及の取組は計画どおり実施。今後も継続的に実施する必要がある。	団体の設立手続が煩雑なため、直接法人化(農業生産法人)へ向かう傾向がある。	団体の設立手続が煩雑なため、直接法人化(農業生産法人)へ向かう傾向がある。

##### (5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	特になし
活動の評価案に対する意見等	特になし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

##### (6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価	実態を踏まえた目標値の再検討が必要である。	実態を踏まえた目標値の再検討が必要である。	実態を踏まえた目標値の再検討が必要である。
活動に対する評価	普及の取組は計画どおり実施。今後も継続的に実施する必要がある。	団体の設立手続が煩雑なため、直接法人化(農業生産法人)へ向かう傾向がある。	団体の設立手続が煩雑なため、直接法人化(農業生産法人)へ向かう傾向がある。



## 2 担い手への農地の利用集積

### (1) 現状及び課題

現 状 (平成27年7月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	6,230ha	974ha	15.6%
課 題	農業従事者の減少、高齢化等により、今後遊休農地の増加が憂慮される。基盤整備率が低く、面積も小さい圃地が多い状況から、作業効率を上げるためには、香川県農地機構の活用や利用権設定等で担い手に集積し、有効利用を図る必要がある。		

※ これまでの集積面積は、把握時点において担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

### (2) 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
126ha	20 ha	15.9%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの2の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の集積面積をどの程度増加させたかを記入

### (3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画案	農業委員の地元地区活動の中で、香川県農地機構と連携し、農地の利用集積に向けた掘り起こしや担い手へのあっせんに努める。また、年2回、農業委員会だよりで利用権設定や農地中間管理事業の制度を周知するとともに、8月と1月に農業相談会を開催し、農用地利用集積計画による利用権設定に努める。
活動実績	農業委員の地元地区活動の中で、香川県農地機構と連携し、農地の利用集積に向けた掘り起こしや担い手へのあっせんに努めた。また、年2回、農業委員会だよりで利用権設定や農地中間管理事業の制度を周知するとともに、8月と1月に農業相談会を開催し、農用地利用集積計画による利用権設定に努めた。

### (4) 評価の案

目標に対する評価の案	目標値は下回ったものの、担い手の利用集積への需要は依然として高く、今後とも集積に向けて活動を継続する必要がある、そのために設定した目標値は妥当であった。
活動に対する評価の案	各地区での農業相談会を通じて、農地の利用集積を進めた。実績としては微増であるが、活動方法は有効であり、香川県農地機構の農地集積専門員と連携を行うなど、引き続きあっせんに努める必要がある。

### (5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	特になし
活動の評価案に対する意見等	特になし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

### (6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	目標値は下回ったものの、担い手の利用集積への需要は依然として高く、今後とも集積に向けて活動を継続する必要がある、そのために設定した目標値は妥当であった。
活動に対する評価	各地区での農業相談会を通じて、農地の利用集積を進めた。実績としては微増であるが、活動方法は有効であり、香川県農地機構の農地集積専門員と連携を行うなど、引き続きあっせんに努める必要がある。

### 3 違反転用への適正な対応

#### (1) 現状及び課題

現 状 (平成27年7月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割合(B/A×100)
	6,230ha	—	—
課 題	遊休農地の増加に伴う残土等の不法投棄が、農地の確保・有効利用を図る上での課題となっている。特に、南部は山間部にあり、地元農業者の目も行き届かないため、違反転用の発見が遅れがちであり、重点的な監視活動が必要である。		

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

#### (2) 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
1.6ha	2.9ha	181%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの3の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の違反転用面積をどの程度減少させたかを記入

#### (3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○違反転用の是正指導 違反転用者に対し、毎月、違反の是正の意向、是正までのスケジュール等の聞き取りを実施</li> <li>○違反転用の発生防止に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業委員会だより等で市民に対し違反転用が犯罪であることを周知</li> <li>・重点監視地域での農地パトロールの強化</li> </ul> </li> </ul>
活動実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>○違反転用の是正指導 違反転用者に対し、毎月、違反の是正の意向、是正までのスケジュール等の聞き取りを実施</li> <li>○違反転用の発生防止に向けた取組 毎月、重点監視地域等での農地パトロールの実施</li> </ul>

#### (4) 評価の案

目標に対する評価の案	違反転用は発生防止及び早期発見・早期指導が重要であり、目標値は概ね妥当である。
活動に対する評価の案	農地利用状況調査及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査を兼ねて違反転用の農地パトロールを実施しており、引き続き是正指導していく。

#### (5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	特になし
活動の評価案に対する意見等	特になし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

#### (6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価結果	違反転用は発生防止及び早期発見・早期指導が重要であり、目標値は概ね妥当である。
活動に対する評価結果	農地利用状況調査及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査を兼ねて違反転用の農地パトロールを実施しており、引き続き是正指導していく。